

相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 6 号

相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和 3 8 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 3 項中「当該処分の内容」を「同項の規定による通知を、当該通知に係る書類の名称、当該処分を受けるべき者の氏名及び当該退職手当管理機関がその書類を保管し、いつでも当該処分を受けるべき者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」に、「掲示することをもつて通知に代える」を「掲示し、又は公示事項を当該退職手当管理機関の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行う」に、「その掲示した」を「当該措置を開始した」に、「日に、」を「ときに、当該」に改める。

(相模原市行政手続条例の一部改正)

第 2 条 相模原市行政手続条例(平成 9 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示

事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(相模原市市税条例の一部改正)

第3条 相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「又は第2項」を「若しくは第2項」に改める。

第6条中「は、」の次に「同条第2項に規定する公示事項(以下「公示事項」という。)を、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総理府令」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

第8条中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「総理府令」という。)」を「総理府令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び第2条並びに次項及び附則第3項の規定は令和8年5月

2 1日から、第3条及び附則第4項の規定は公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の相模原市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第13条第3項(新退職手当条例第14条第10項又は第15条第5項において準用する場合を含む。)の規定は、第1条の規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(相模原市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の相模原市行政手続条例(以下「新行政手続条例」という。)第15条第3項及び第4項(これらの規定を新行政手続条例第22条第3項(新行政手続条例第25条において準用する場合を含む。)若しくは第29条又は他の条例において準用する場合を含む。)の規定は、第2条の規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(相模原市市税条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の相模原市市税条例第6条の規定は、第3条の規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。